

早稲田大学法科大学院 問題訂正

科目：憲法

訂正箇所：【資料】 2 2 ページ下から 3 行目

【誤】 夫婦の同居義務の

↓

【正】 夫婦の同居の

※「義務」を削除

以 上

憲 法

(問 題)

2026 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子・解答用紙・貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 科目ごとに、指定された解答用紙を使用してください。
3. 問題冊子・解答用紙・下書用紙・貸与六法の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
4. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
5. 解答は、黒インクのボールペンまたは万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載してください。ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確に3箇所に入力してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 解答用紙表紙の受験番号、氏名欄以外に、受験者の氏名または特定人の答案であると判断されるものが記載されている場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 問題冊子・解答用紙・下書用紙・貸与六法の取替え、追加配布は行いません。なお、解答用紙のステープルは取り外さないでください。
9. 解答は横書きとし、解答欄の枠内に書いてください。解答欄の枠外（着色部分等）に記載した場合には、当該部分は採点されません。
10. 解答は1頁から連続して記載し、途中で空白の頁を生じさせないでください。誤って頁をとばした場合は、解答が連続していることを明らかにしてください。
11. 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次書き直してください。
12. 解答を1行おきに空けて記載した場合や、解答用紙を下書きに使用した場合は、答案のすべてを無効とすることがあります。
13. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり、解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
14. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。

問題（80 点）

次の文を読んで、下記の〔設問 1〕～〔設問 3〕に答えなさい。

いわゆる寺西判事補事件（最大決平成 10・12・1 民集 52 卷 9 号 1761 頁）の事実関係は、地方裁判所の判事補であった X が、組織的犯罪対策法案に反対する市民集会に出席し、「当初はこの集会での『盗聴法と令状主義』と題するシンポジウムに、パネリストとして参加する予定であったが、上司である裁判所長から、裁判所法 52 条 1 号の禁止する積極的な政治運動にあたるおそれがあるとして、シンポジウムへの出席を見合わせるよう警告を受けたため、やむなくパネリストとしての参加はとりやめた」旨の発言をしたところ、この発言自体が裁判所法 52 条 1 号後段の禁止する積極的な政治運動にあたるとして、同法 49 条および裁判官分限法に基づいて懲戒（戒告）処分を受けたというものである。最高裁は、積極的政治活動について、「組織的、計画的又は継続的な政治上の活動を能動的に行う行為であって、裁判官の独立及び中立・公正を害するおそれがあるもの」がそれにあたるとしている。

〔設問 1〕

裁判官に対して「積極的に政治運動をすること」を禁止している裁判所法 52 条 1 号後段の合憲性について論じなさい。

〔設問 2〕

寺西判事補事件において、X を懲戒処分に付すことの合憲性について、下記の【資料】1 に掲記したいわゆる堀越事件最高裁判決（最判平成 24・12・7 刑集 66 卷 12 号 1337 頁）の判旨を参照しながら、論じなさい。

〔設問 3〕

寺西判事補事件もそうであったが、裁判官の懲戒は非訟事件手続に従って行われる。このことが含む憲法上の問題点について、下記の【資料】2、3 に照らしながら論じなさい。

【資料】

1. 堀越事件最高裁判決判旨：国家公務員法 102 条 1 項の文言、趣旨、目的や規制される政治活動の自由の重要性に加え、同項の規定が刑罰法規の構成要件となることを考慮すると、同項にいう「政治的行為」とは、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが、観念的なものとどまらず、現実的に起こりうるものとして実質的に認められるものを指すものであり、こうしたおそれが認められるか否かは、当該公務員の地位、その職務の内容や権限等、当該公務員がした行為の性質、態様、目的、内容等の諸般の事情を考慮して判断するのが相当である。

2. 最大決昭和 40・6・30 民集 19 卷 4 号 1089 頁決定要旨：家事審判法〔当時〕による夫婦の同居義務の審判は、夫婦の同居義務の義務等の実体的権利義務自体を確定する趣旨のものではなく、これら実体的権利義務の存することを前提として、その同居の時期、場所、態様等について具体的内容を定める処分である。審判の確定後は、審判の形成的効力については争いえないところであるが、その前提たる

同居義務等自体については公開の法廷における対審及び判決を求める途が閉ざされているわけではない。

3. 最大決昭和 41・12・27 民集 20 卷 10 号 2279 頁決定要旨：民事上の秩序罰として過料を科す作用は、その実質においては、一種の行政処分としての性質を有するものであるから、法律上、裁判所がこれを科すことにしている場合でも、公開の法廷における対審及び判決によって行われなければならないものではない。また、過料を非訟事件手続法の定めるところにより裁判所が科することになっているのが違憲でない以上は、その不服申立の手続について、これを同法の定める即時抗告の手続によらしめることにしているのは、これまた、きわめて当然であり、公開・対審の原則を認めなかったからといって、憲法 82 条、32 条に違反するものとするべき理由はない。

〔以下余白〕

